

**令和2年度 智頭町保育所徴収金（保育料）基準額表**  
**（2号・3号認定）**

入所児童が属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）		0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 （）はひとり親世帯等		0円	0円	
第3階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 が 次 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	48,600円未満 （）はひとり親世帯等	11,000円 (5,000円)	10,500円 (4,400円)	
第4階層		4_1階層 48,600円以上 57,700円未満 （）はひとり親世帯等	17,000円 (8,500円)	16,200円 (8,100円)	
		4_2階層 57,700円以上 65,000円未満 （）はひとり親世帯等	17,000円 (8,500円)	16,200円 (8,100円)	
		4_3階層 65,000円以上 77,101円未満 （）はひとり親世帯等	20,000円 (9,000円)	19,000円 (9,000円)	
		4_4階層 77,101円以上 81,000円未満	20,000円	19,000円	
		4_5階層 81,000円以上 97,000円未満	22,000円	21,000円	
第5階層		5_1階層 97,000円以上 121,000円未満	25,000円	23,800円	
		5_2階層 121,000円以上 145,000円未満	29,000円	27,600円	
	5_3階層 145,000円以上 169,000円未満	34,000円	32,500円		
第6階層	6_1階層 169,000円以上 213,000円未満	38,000円	36,100円		
	6_2階層 213,000円以上 257,000円未満	40,000円	38,000円		
	6_3階層 257,000円以上 301,000円未満	42,000円	40,000円		
第7階層	7_1階層 301,000円以上 333,000円未満	44,000円	42,000円		
	7_2階層 333,000円以上 365,000円未満	45,000円	42,800円		
	7_3階層 365,000円以上 397,000円未満	47,000円	44,700円		
第8階層	397,000円以上		61,000円	58,000円	

**《徴収金の軽減》**

① 2階層～8階層における児童が入所している場合において、次表のとおり第2子以降は徴収しない。

階層	第1子	第2子以降
2階層～8階層	全額	無料

② 3人以上同時入所の場合は、第1子に3分の1の軽減の適用を行う。

	第1子	第2子以降
3人同時入所の場合	3分の2の額	無料
4人同時入所の場合		

## 《留意事項》

児童の年齢は、4月1日付けの年齢で年度内の保育料を決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えて年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。

## 《保育料金額表の見方》

- ③ 第2階層から第4階層の定義に掲げる「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及び次に該当する世帯をいいます。
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者と同居の世帯
  - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者と同居の世帯
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居の世帯
  - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居の世帯
- ④ 保育料の軽減については、次のように定めます。
- ア 3歳以上児無料
  - イ 第1子全額（3歳未満児）
  - ウ 第2子以降無料（きょうだいの入所の有無にかかわらず）
- ⑤ 第1子から3人以上同時入所の場合は、軽減方法が次のようになります。
- ア 3人以上同時入所の場合・・・第1子2/3額、第2子以降無料

## 《保育料の算定根拠について》

- ① この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めます。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・寄附金控除・電子証明書等特別控除による控除前の額となります。
- ③ 子ども・子育て支援新制度では、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除（16～18歳）の上乗せ部分については、保育料の算定には反映されません。

## 《保育料の算定等について》

- ① 保育料算定のための書類の提出がない場合、暫定的に第5階層（145,000円以上169,000円未満）の保育料で決定し、提出後、提出のあった日の翌月以降の保育料より税額適用します。
- ② 子ども・子育て支援新制度では、保育料の改定時期は9月となり、4月分～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月分～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定します。